

第 760 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和5年1月10日（火）14時から
2. 場 所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 井 尻 業務部次長 年始あいさつ
4. 議題等（説明者）
 - (1) 溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税について
（業務部 通関総括第3部門 野崎 統括審査官）
 - (2) インドネシアに対する RCEP 協定の発効について
（業務部 千葉 原産地調査官）
 - (3) 日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について
（業務部 千葉 原産地調査官）
5. 連絡事項等

2023年1月10日
本関地区通関協議会資料
横浜税関業務部通関総括第3部門

大韓民国産及び中華人民共和国産の溶融亜鉛めっき鉄線に対する 不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】大韓民国産及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)産の溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税について

「溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令」に基づき、関税定率法の別表第七二一七・二〇号及び第七二二九・九〇号に掲げる物品のうち「溶融亜鉛めっき鉄線(※)」について、大韓民国及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とするもので、令和4年12月8日(木)から令和9年12月7日(火)までの期間内に輸入されるものには、不当廉売関税が課されます。これに伴い、業務コード集「21. 内国消費税等種別コード(輸入)」が以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。

(※) 不当廉売関税の課税対象となる「溶融亜鉛めっき鉄線」の詳細については税関HPをご覧ください。[\(リンク\)](#)

なお、業務コード集の更新は、令和4年12月8日(木)を予定しています。
ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

「21. 内国消費税等種別コード(輸入)」(共通)

大韓民国産及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)産溶融亜鉛めっき鉄線
(7217.20-011 及び 7229.90-920)

NACCS 用コード	適用税率 (%)		区分
S011001	24.5	大韓民国産	新設
S011002	9.8	大韓民国産(政令で定められた生産者により生産されたもの)	新設
S011003	41.7	中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産	新設
S011004	26.5	中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産(政令で定められた生産者により生産されたもの)	新設



現在位置: [ホーム](#) > [経済連携協定\(EPA/FTA\)\(関税・税関関係\)](#) > [インドネシアに対するRCEP協定の発効について](#)

インドネシアに対するRCEP協定の発効について

2023年1月2日

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定は、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドに加え、本日、インドネシアに対して発効しました。

RCEP協定に関する資料は以下のページをご覧ください。

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/rcep/rcep.htm>

財務省関税局・税関の組織

[財務省関税局・税関の紹介](#)

[税関所在案内](#)

[所管の法人に関する情報](#)

施設等機関

[関税中央分析所](#)

[税関研修所](#)

関税政策・税関行政

[所管法令等](#)

[特殊関税](#)

[審議会・研究会](#)

[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)

[国際機関\(WTO・WCO\)](#)

[地域協力\(APEC\)](#)

[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続き

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[各種様式及び記載要領](#)

その他

[情報公開・個人情報保護](#)

[パブリックコメント](#)

[調達情報](#)

[税関関係用語集](#)



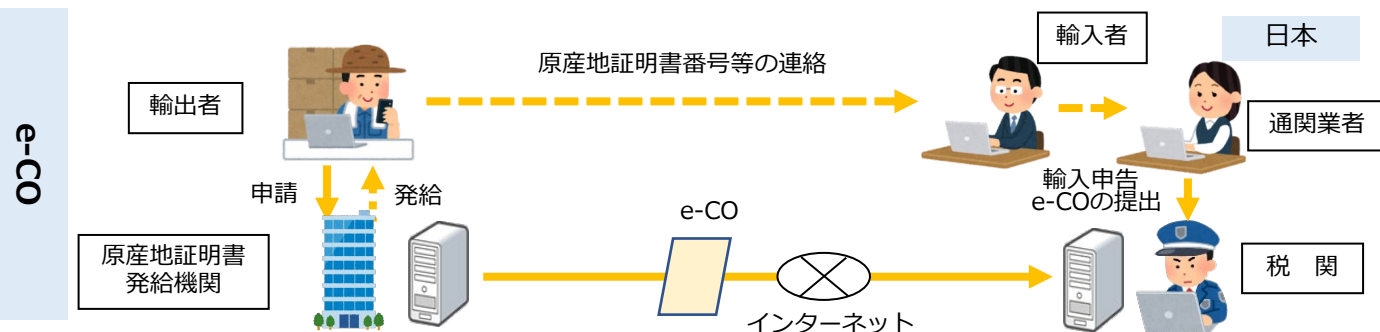
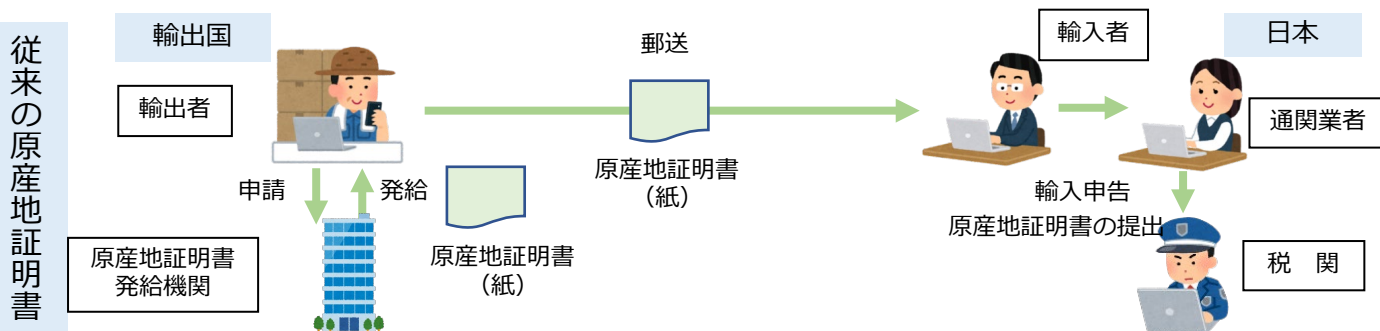
日インドネシア経済連携協定における 原産地証明書のデータ交換の実施について

【資料3】

令和4年12月
財務省関税局

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換について、日本への輸入において、2023年4月からのパイロット運用を経て、同年6月中を目途に運用が開始されることになりました。

原産地証明書のデータ交換によって、EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続において、紙の原産地証明書に代えて輸出国発給機関のシステムからNACCSに直接送信される原産地証明書のデータ（**電子原産地証明書：e-CO**）を提出することが可能となります。



e-COのメリット

- ✓ 紙の原産地証明書を郵送する必要がなくなるため、事業者間における原産地証明書の受け渡しが一層効率的になります。
- ✓ 輸出国発給機関からNACCSに直接送信されるため、真正性が確保されています。

運用の詳細については今後、税関HP・原産地規則ポータルにてお知らせします。

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

（問い合わせ先）財務省関税局関税課原産地規則室

電話：03-3581-4111(内線5070、5705)

※日本からの輸出については経済産業省HPからご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221227003/20221227003.html>